



創業経営塾

SKIPPER's 2月研修会

解雇・懲戒処分に関する手続及び裁判所の判断
～法律の内容と裁判例を踏まえて～



労使間の雇用関係では、会社にとっては問題のある従業員に対して解雇や懲戒処分を行う必要が生じることもめずらしくありません。

また、反対に、会社の従業員にとっても、会社から不当解雇や不当な懲戒処分をされる可能性があることも否定できません。

今回の研修会では、解雇や懲戒処分に関して、法律でどのような規定がなされているのか、また、実際に生じた労働事件に対して裁判所がどのような判断をしたのかを解説するとともに、労働問題に関して会社の立場・従業員の立場から行うべき事前の対策、事後の措置を検討したいと思います。

講師：東京笠井法律総合事務所代表

<http://kasai-law-sougou.jp/>

かさい としや
笠井 利哉 氏

2024年
2月21日(水)
19:00～20:30
(18時45分受付)

東京弁護士会消費者問題特別委員会正委員。

現在、安愚楽牧場被害対策弁護士事務局次長、MRIインターナショナル被害弁護士団員。

事務所の民事事件処理の業務を行いながら、大型詐欺被害事件の被害者側弁護士団に参加して消費者被害救済活動を行っている。相続関係、不動産関係、詐欺被害、交通事故を中心として民事事件を広く扱っている。

オンライン研修

ご自宅、職場等お好きな場所からご参加できます。当日はPC、タブレット、又はスマホをご準備下さい。招待者は主催者から送られる招待URLをクリックし、アプリをダウンロードすればweb会議に参加できます(非常に簡単です)。当日、URLをお知らせします。



お申し込みの方は、恐れ入りますが、下記参加者申込書をFAXにて、**2024年2月14日(水)**までにご返信くださいますようお願いいたします。

【主催】株式会社テラスマネジメント
SKIPPER's 運営事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座8-17-5 THE HUB 銀座 OCT
TEL: 03-6228-4551 FAX: 03-6228-4533 URL: <http://www.trc-mng.com>

2024年2月21日(水)SKIPPER's 2月研修会 参加申込書

会社名	TEL	
お名前	FAX	
	E-mail	
	参加人数(合計)	名様

ご返信用FAX番号：03 - 6228 - 4533